

出産

手当・助成

児童手当制度

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする手当です。

【支給対象者】●0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方

●0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童がいる児童養護施設等の設置者や里親等

【手当額】

児童の年齢	支給額	
0～2歳	月15,000円	第3子以降 月30,000円
3歳～高校3年生 相当まで	月10,000円	

【手当の支給】

●市から現況届の送付を受けた受給者の方は、毎年6月に提出が必要となります。

【申し込み】子ども政策課(市役所2階)、各地区市民センター及び各出張所

問合せ先 子ども政策課 子ども給付グループ TEL 632-2387

こども医療費助成制度

子どもの疾病の早期発見、早期治療を促進し、健康増進を図るため、健康保険が適用になる診療を受けたときの保険診療自己負担分を助成する制度です。

※転出した場合は資格がなくなります。

助成方法		対象
栃木県内の医療機関等での受診	現物給付方式	0歳～18歳年度末まで
栃木県外の医療機関等での受診や窓口で保険診療分を支払った場合	償還払い方式	

【申し込み】子ども政策課(市役所2階)、保健と福祉の相談窓口(市役所1階)、各地区市民センター及び出張所、電子申請共通システム(右記の二次元コードへ)

問合せ先 子ども政策課 子ども給付グループ TEL 632-2387



未熟児養育医療給付

指定養育医療機関において医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児等を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費を公費負担する制度です。

問合せ先 子ども支援課 管理グループ TEL 632-2296

結核児童療育の給付

指定療育医療機関において医師が長期間の入院治療を必要と認めた結核児童を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費と、入院中に学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品費と、入院療養生活に必要な日用品費を公費負担する制度です。医療費及び日用品費は18歳未満、学習用品費は義務教育就学中が給付対象期間となります。

問合せ先 子ども支援課 管理グループ TEL 632-2296

小児慢性特定疾病医療費助成事業

小児慢性特定疾病として認定された場合、その保険診療の自己負担分の医療費を公費負担する制度です。ただし、認定基準による審査があります。

※新規申請は18歳未満、継続は20歳未満までとなります。

問合せ先 子ども支援課 管理グループ TEL 632-2296

相談・支援

産後ケア事業

医療機関への宿泊や通所により、休養の時間を確保し、心身の回復を図ります。また、助産師による自宅への訪問により、授乳指導や育児相談を行い、育児不安等の軽減を図ります。(一部有料)

問合せ先 子ども支援課 すこやか親子グループ TEL 632-2388

産後サポート事業

保健師、助産師、看護師等が訪問し、育児不安等の話を傾聴し、寄り添う相談支援を行います。

問合せ先 子ども支援課 すこやか親子グループ TEL 632-2388

家庭訪問

妊産婦や乳幼児がいる家庭に保健師等が訪問し、保健指導を行い疾病予防と健康増進を支援します。

名称	主な内容
こんにちは赤ちゃん事業 (赤ちゃん訪問)	生後4か月になるまでの赤ちゃんのいる全てのご家庭に、専門職の訪問指導員が訪問し、赤ちゃんの発育状況の確認と、子育てに関する情報提供やアドバイスをを行っています。 赤ちゃん訪問時に「妊婦支援給付金(2回目)」のご案内をいたします。
妊産婦・乳幼児等訪問	妊娠中または出産後の体のことや、子どもの発育や育児のことについて、保健師や保育士が個別に訪問し、相談に応じています。

問合せ先 こんにちは赤ちゃん事業については

子ども支援課 すこやか親子グループ TEL 632-2388

問合せ先 妊産婦・乳幼児等訪問については[こども家庭センター相談窓口]

中央部(市役所1階A18番窓口) TEL 632-2941
 東部(平石地区市民センター) TEL 661-2369
 西部(富屋地区市民センター) TEL 665-3698
 南部(姿川地区市民センター) TEL 645-4535
 北部(河内地区市民センター) TEL 671-3205

